

埼玉葛齋場組合入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）公告

埼玉葛齋場組合公告契約第0706号

公告	制限付一般競争入札（ダイレクト型）を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。
公告日	令和8年2月17日（火曜日） 埼玉葛齋場組合管理者 春日部市長 岩谷一弘
(1) 公告件名	埼玉葛齋場組合齋場照明器具更新工事監理業務委託
(2) 履行場所	春日部市内牧 1431 番地
(3) 概要	埼玉葛齋場組合齋場敷地内の既存照明器具をLED照明器具に更新する工事の監理業務の委託
(4) 履行期間	契約確定日から令和9年3月26日（金曜日） （注意）契約予定日は、令和8年3月27日（金曜日）です。
(5) 予定価格	2,652,000 円（税抜き） 2,917,200 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
(6) 最低制限価格	変動型最低制限価格を設定する。 ※変動型最低制限価格につきましては、 春日部市役所ホームページ「共通：最低制限価格の適用」のページをご覧ください。
(7) 入札参加に必要な格付等級	●春日部市、蓮田市、白岡市及び杉戸町（以下「構成市町」という。）内に本店を有し、構成市町のいずれかに令和7・8年度「建築関連コンサルタント」に関する業種で登録をしている者。 上記の者で、平成27年度以降に国（公団を含む）または地方公共団体（一部事務組合を含む）の公共施設において監理業務を元請けとして契約を締結し、履行した実績がある者。
(8) 仕様書等	別添の仕様書等をダウンロードしてください。

公告事項

1. 入札の方法

入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）で行う。

2. 郵便入札

入札書の提出は、郵送によるものとする。

3. 入札手続きに関する関係書類

入札書 別添の「入札書」をダウンロードしてください。

内訳書 別添の「内訳書」をダウンロードしてください。

中封筒用ラベル 別添の「中封筒用ラベル」をダウンロードしてください。

外封筒用ラベル 別添の「外封筒用ラベル」をダウンロードしてください。

郵便入札の封入方法等 別添の「郵便入札の封入方法」及び「郵便入札チェックシート」をダウンロードしてください。

（注意）入札書などに不備があると、無効もしくは失格になりますので、必ず、「郵便入札チェックシート」により入札書などに不備がないか確認の上、入札に参加してください。

4. 入札に参加できる者の形態

単体業者とする。

5. 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 構成市町内に本店を有し、かつ構成市町いずれかに建設工事等競争入札参加資格者名簿の令和7・8年度「建築関連コンサルタント」の登録をしている者で、次の要件を満たす者であること。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ・ 埼葛斎場組合契約規則第15条（平成15年規則第4号）の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- ・ この案件の公告日から開札までの期間に、構成市町から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受け、入札参加資格の再審査を受けている者を除く。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受け、入札参加資格の再審査を受けている者を除く。

(2) 配置予定の技術者

工事において、契約金額が500万円以上の場合、また業務委託（調査設計業務、地質調査業務、測量業務ならびに補償コンサルタント業務）において、契約金額が100万円以上の場合、この公告案件に掲げる業種に応じ、次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者または監理技術者（業務委託においては技術管理者など）を原則として、この工事または業務委託の全工期に配置できること。また、案件ごとに仕様書などで、技術者に必要な資格などを定めている場合には、仕様書などで定める資格などを有する者を配置できること。

なお、技術者の専任については、建設業法など関係法令を順守し、適正な配置（注意）を行うこと。

- ・ 入札しようとする案件の「(7)入札参加に必要な格付等級等」に記載されている業種において、監理技術者または主任技術者（業務委託においては技術管理者など）となり得る国家資格などを有する者、またはこれと同等以上の資格を有する者
- ・ 入札申込日以前の3カ月前から恒常的に雇用している者

（注意）

- ・ 主任技術者は契約金額が4,000万円以上（建築一式工事においては8,000万円以上）の場合には、専任であることが必要となります。
- ・ 監理技術者は元請工事における下請金額の合計が4,500万円以上（建築一式工事においては7,000万円以上）の場合には監理技術者の配置（専任）が必要となります。
- ・ 「配置予定の技術者届」の詳細については、春日部市役所ホームページ「工事等：配置予定の技術者届の確認」のページをご覧ください。

6. 現場説明会

現場説明会については行わない。

7. 入札などの日程

手続等	期間・期日・期限	場所
設計図書等の閲覧	令和8年2月17日 (火曜日) から 令和8年3月31日 (火曜日) まで	埼玉葛斎場組合公式ホームページ
質問書の受付	令和8年2月25日 (水曜日) 必着	郵便番号 344-0051 春日部市内牧 1431 番地 埼玉葛斎場組合へ書留郵便で郵送 ※『書留郵便』で郵送（直接持参は認めない。） 別添の「質問書」をダウンロードしてください。
回答書の閲覧	令和8年3月6日 (金曜日) から 令和8年3月31日 (火曜日) まで	埼玉葛斎場組合公式ホームページ
入札書の提出期限	令和8年3月13日 (金曜日) 以降発送 令和8年3月22日 (日曜日) 必着	郵便番号 344-0058 郵便局株式会社春日部栄町郵便局留で書留郵便により郵送 (埼玉葛斎場組合行と表記する) ※入札書などに不備があると、無効もしくは失格になりますので、必ず、「郵便入札チェックシート」により入札書などに不備がないか確認の上、入札に参加してください。
開札日時	令和8年3月23日 (月曜日) 午後1時30分	埼玉葛斎場組合葬祭棟2階議場 ※入札参加者が立ち会いを希望する場合は、1社1人までとする。なお、参加する者は名刺を持参すること。
入札結果の公表	落札者決定後	埼玉葛斎場組合事務局

8. 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者の数が1人の場合、入札を執行する。

(2) 入札書の提出

ア 郵便により提出する。郵便封筒は二重封筒とし、入札書及び内訳書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の名称及び入札に係る案件名並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒と連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書き、日本郵便株式会社春日部栄町郵便局留め書留郵便（配達証明付）とする。

イ 入札参加者は、既に提出した入札書の差し替え、変更及び取り消しをすることができない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に関わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

(4) 最低制限価格

変動型最低制限価格を設定する。

※変動型の最低制限価格の詳細につきましては、春日部市役所ホームページ「共通：最低制限価格の適用」のページをご覧ください。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 契約保証金

1、契約保証金は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。落札者は、契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならない。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券などの提供
- ・ 金融機関（出資の受け入れ、預かり金および金利等の取り締まりに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう）または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業者をいう）の保証

2、次のいずれかに該当するとき、または500万円未満の契約をするときは、契約保証金の納付の全部、または一部を免除する。

- ・ 保険会社との間に埼玉斎場組合を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
- ・ 埼玉斎場組合を債権者とする公共工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出した者
- ・ 今回の入札にあっては、業務委託については免除する

3、契約保証金は、契約の履行後、契約者からの申出により、還付する。

ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

(7) その他

落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじを実施して落札候補者を決定する。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 談合そのほか不正行為があったと認められる入札

(3) 明らかに連合によると認められる入札

(4) 入札書に入札者の記名押印のない入札または記入事項が判読できない入札

(5) 入札金額そのほかの記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印がない入札

(6) 同一の入札について2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(7) 郵便入札において、入札書を中封筒に入れず、直接、外封筒に入れたもの

(8) 上記のほか、次のいずれかに該当する入札は、開札までの間は無効とし、開札後は失格とする

ア 指定した日時に内訳書の提出がない入札

- イ 入札書と異なる内訳書が提出された入札
 - ウ 郵便入札において、案件名の錯誤がある入札
 - エ 郵便入札において、入札書と当該入札書を同封した中封筒に記載された案件名が異なる入札
 - オ 郵便入札において、入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札
- (9) そのほか公告に示す事項に反した者がした入札

10. 支払い条件

(1) 前金払

・前金払

工事においては、「契約金額が 500 万円以上」に該当した場合を対象とする。支払額は契約金額の 40%以内とし、限度額は 1 億円とする。

業務委託においては、「契約金額が 100 万円以上」に該当した場合を対象とする。支払額は契約金額の 30%以内とし、限度額は 1 億円とする。

なお、継続費に基づく契約における支払額は年割額の 40%(業務委託の場合は、30%)以内とし、限度額は 1 億円とする(春日部市建設工事等前金払取扱要綱を準用し、要綱に定めるところによる)。

(注意) 業務委託とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条に規定する設計、調査及び測量をいいます。

・中間前金払

工事において、「契約金額が 500 万円以上」かつ「工期 60 日超」に該当した場合を対象とする。

支払額は契約金額の 20%以内とし、限度額は 5,000 万円とする(春日部市建設工事等前金払取扱要綱を準用し、要綱に定めるところによる)。

その他認定要件等の詳細については、春日部市ホームページ「工事等：建設工事における中間前金払の取扱い」のページをご覧ください。

(2) 部分払い

工事において、契約金額が 1 億 5,000 万円以上の工事、もしくは債務負担行為などの契約を対象とする(春日部市建設工事請負に関する部分払取扱要綱を準用し、要綱に定めるところによる)。それ以外はしない。

11. その他

(1) この公告に定めるもののほか、当該案件に関わる入札・契約手続きについては、埼葛斎場組合契約規則の定めるところによる。埼葛斎場組合業務委託標準契約約款については、埼葛斎場組合において閲覧することができる。

(2) 提出された添付資料及び事後審査資料は返却しない。

(3) 仕様書等の公告事項に不明な点がある場合には、公告中に規定された時間・方法によってのみ、質問をすることができる。それ以外の時間・方法によってした質問、また、構成市町の「建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登載されていない者のした質問については、一切回答しない。

(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書など及び現場などについての不明ならびにそのほかの事由を理由として、異議を申し立てることができない。

(5) 開札後の流れ

【開札日当日】

開札後、一番札の業者は即時に落札者とはならず、落札候補者となります。

【開札日翌日以降】

落札候補者となった業者に対しては、電話でその旨を連絡し、審査に必要な書類の提出を求め、提出された書類などを基に案件に設定した制限にかなっているかなどを審査し、落札者としての要件を具備していると判断されれば、落札者となります。

なお、仮に審査の結果、一番札の業者が失格となった場合には、二番札の業者が繰り上がって落札候補者となり、同様に審査書類の提出を求め審査を行います（落札者が決定するまでこれを繰り返します）。

落札者が決定したら連絡します。

(6) 入札結果の公表

原則として、開札日から二週間以内を予定しています。

入札後審査方式により行われた入札については落札者が開札後に即時決定とはなりません。そのため、入札結果の公表時期についても、落札者決定に時間を要した場合には、遅れる場合があります。

(注意) 公告の内容について、規定の期間・方法以外で行われた質問については、一切お答えできません。

12. 担当 問い合わせ

埼葛斎場組合 事務局 管理担当

電話 048-752-1531